

総務教育常任委員会資料

(令和元年7月19日)

【件名】

- ・ 鳥取県の「教育に関する大綱」の改訂について（教育総務課） 1
- ・ 夜間中学等調査研究に係る検討状況について（小中学校課） 3
- ・ 園外活動ルートにおける危険箇所の緊急安全点検について（小中学校課） 19

教育委員会



鳥取県の「教育に関する大綱」の改訂について

令和元年7月19日
総合教育推進課
教育総務課

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づく「教育に関する大綱」について、令和元年7月11日付けで改訂を行いました。

1 改訂のポイント

○PDCAサイクルを毎年回す現在の構成（第一編、第二編（毎年改訂））を継承

第一編「中期的な取組方針」、第二編「重点取組施策、数値目標」といった二部構成とし、第二編は毎年改訂することでPDCAサイクルを回す現在の枠組みを継承。

○県教育委員会が策定する「鳥取県教育振興基本計画」の内容を網羅

県教育委員会が改訂した「鳥取県教育振興基本計画（令和元年度から5年間）」の取組の方向性などについて、基本的に、すべて教育大綱に反映。

○社会状況の変化や本県教育の現状、課題等を踏まえて取組方針を設定

子どもの未来を拓く特色ある高校づくり、ふるさと教育やキャリア教育の推進による人財育成、登下校時の安全確保などの記載。

2 改訂の概要

○大綱の期間：令和元年度から令和4年度まで

○構成：第一編（中期的な取組方針）、第二編（重点取組施策、数値目標）

○第一編（中期的な取組方針）

若者の県内定着・Uターン対策、少子化に伴う生徒減少、時代の変化に対応できる教育環境整備の必要性などの観点から、「『ふるさと鳥取』を支える『人財』の育成」、「時代や社会の変化に対応できる教育環境の充実」を新たに柱建てし、取組の充実・強化を図る。

①学ぶ意欲を高める学校教育の推進～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～

→県立高等学校の在り方検討、学力向上策の推進など

【新】②「ふるさと鳥取」を支える「人財」の育成～郷土への愛着と誇りを醸成するふるさと教育の推進～

→ふるさと教育の推進など

【拡】③時代や社会の変化に対応できる教育環境の充実～時代の変化に対応し、安全・安心に学べる教育環境づくり～

→外国人児童生徒への教育の充実、多様な学びの機会の確保、登下校時の安全確保など

④一人一人のニーズに対応した特別支援教育の充実～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～

→ICT等を活用した学習機会の確保など

⑤スポーツ・文化芸術の振興～スポーツ・文化芸術に親しむ環境づくり、「人財」育成～

→障がいの特性等に応じた誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりや、文化芸術活動の振興など

○第二編（重点取組施策、数値目標）

各柱について、令和元年度の重点取組施策・数値目標を設定する。

①学ぶ意欲を高める学校教育の推進

○県立高等学校の在り方検討

（首都圏等での募集活動、子どもの未来を拓く特色ある高校づくりに向けた抜本的な検討）

○学力向上策の推進

（学校・家庭・地域が一体となった学力向上策、市町村教育委員会と連携した授業改革の取組）

○グローバル化に対応した英語教育の推進

（小・中・高等学校一貫した学びを重視した英語教育の推進、家庭での英語学習支援）

②「ふるさと鳥取」を支える「人財」の育成

○ふるさと教育の推進

(人財育成、地域や地元企業等と連携した取組)

○キャリア教育の充実

(小学校から高等学校を通じたキャリア・パスポートの導入)

③時代や社会の変化に対応できる教育環境の充実

○いじめ防止等への取組

(SNS 等を活用したいじめの通報・相談システムの活用など、早期発見・未然防止の取組推進、アウトリーチ型支援の実施)

○多様な学びの機会の確保

(不登校等の児童生徒に対する I C T 機器を活用した自宅学習支援)

○安全教育の推進

(児童生徒への防犯教室、避難訓練、交通安全教室等の実施、教職員への研修会の開催)

○主権者・消費者教育の推進

(成人年齢の引き下げに伴う高等学校における消費者教育の推進)

④一人一人のニーズに対応した特別支援教育の充実

○障がい児への支援体制の充実

(病気療養児の学習保障等のための ICT 機器やロボットを活用した遠隔教育の取組)

⑤スポーツ・文化芸術の振興

○運動部活動の充実

(適切な休養日等の設定や、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する合同部活動等の取組の推進)

○文化芸術活動の振興

(高等学校の文化部活動の充実、特別支援学校の文化芸術活動の推進)

○県立美術館の整備推進

(鳥取県立美術館整備基本計画に基づいた着実な整備)

夜間中学等調査研究に係る検討状況について

令和元年7月19日
小中学校課

本県における夜間中学等の設置については、昨年度、鳥取県教育審議会に夜間中学等調査研究部会を設置し、調査を行ってきたところであるが、課題に対する解決策の検討やニーズ調査の更なる掘り起しが必要なことから、鳥取県としての方向性を示すべく、さらに調査研究を行っていくこととしたところである。今年度第1回目の部会では、夜間中学を設置する場合、設置しない場合のそれぞれについての対策案を具体的に協議した。その結果と事務局内での協議を経て、第2回の部会では事務局案を提案し、さらに協議を深め、第3回においては、本審議会のまとめを行うこととする予定である。

○令和元年度第1回夜間中学等調査研究部会について

1 開催日時等

日時 令和元年7月3日（水）午前10時から正午まで

場所 鳥取県研修センター 第1研修室

2 出席者

専門委員（有識者、市町村教育委員会代表、学校現場代表）※1名欠席

事務局・関係課

3 概要

（1）報告事項

- ・平成30年度調査研究部会の中間まとめについて
- ・平成30年度第3回夜間中学等調査研究部会の概要について
- ・追加のニーズ調査の結果について
- ・先進地視察結果について（徳島県・高知県）

＜意見・質問＞

- ・他県の資料に「夜間中学を定時制高校に併設することで、中高一貫ととらえられないか懸念する」と記載があるが、「中高一貫」でそのまま定時制高校に進学するというイメージが、不登校の児童生徒にとっては安心感につながって良いのではないか。
- ・他県においては、「学齢期の不登校生徒の入学について慎重な姿勢をとっており、不登校生徒に対してはそれぞれの市町にある適応指導教室で対応している」と記載がある。そういう場所に通えない子どもに選択肢を示すことが必要だと思う。
- ・県立での設置を決めたところがあるが、市町の中学校からの転校の手続きが難しいのではないか。

（2）協議事項（次のア、イについて県教育委員会事務局の説明後に協議を行った）

ア 夜間中学を設置する場合の具体案について

＜主な意見＞

- ・設置するのであれば、現在どこも設置を希望する市町村がないということと、入学対象者を全県に広げられるということを考えると、県立が望ましい。
- ・鳥取県の現状であれば、不登校の学齢期の生徒と不登校経験のある既卒者が主な対象者といえる。
- ・不登校傾向の生徒が通うことを考えると、昼間の定時制が望ましい。
- ・定時制と通信制を流動的にできる柔軟さがあるとよい。
- ・不登校の生徒には、家族だけの支援では限界があるので、外部が積極的に関わり、訪問を繰り返すことと関係性を築いていくことが必要であり、そういうアクトリーチのできるシステムを構築できるとよい。
- ・定時制のある県立の高等学校の校舎使用は厳しい状況である。中学校の設置基準は、少なくとも

教室、図書館、保健室、職員室があればよいとのことなので、「学校」にこだわらず、柔軟に設置場所候補をあげられるとよい。

- ・スクールバスを運行させることで、通いやすくなるのではないか。しかし、現在スクールバスを使用している市町村では、ドライバー不足等でバスの手配に苦労しているという実態がある。
- ・不登校生徒を大きな対象として捉えるとしても、現在のニーズ調査では対象者としてあがっていないが、外国籍の者などが入学を希望すれば、柔軟に対応していくことが必要である。
- ・不登校経験のある生徒が高校進学をしても、中途退学てしまい、その後の進路が懸念される。現在通信制高校などに通っている不登校経験者に、聞き取り等の形でニーズ調査を行ってはどうか。

イ 夜間中学を設置しない場合の対応策について

<主な意見>

- ・I C TやA Iを活用して、バーチャルな学びの場をつくる。
- ・インターネット上での学びを活用して子どもたちの学びを保障しながら、運動会等の行事を行ったり、週に1回など定期的に集まる場を設定したりすると、外に出たり、他者と関わったりすることにもつながる。
- ・私立にすると、志を同じくする教師が集まり、意欲をもって様々なことができる。
- ・通信制の中学校は制度としては可能だが、単位取得が難しいことから実際行っているところはないのではないか。
- ・「学校という場」に抵抗がある子どもたちが不登校になっている。そういう子どもたちに、夜間中学のような、「学校」にこだわらず、別の生き方もあるという機会を示すことができるとよい。
- ・外国籍の児童生徒については、市町村の学校で受け入れている。学齢期を超えた外国籍の方については、日本の高校に進学することよりも、日本語を習得することがその後の社会で生きていくために必要。こういった人たちをハートフルスペースで受け入れたりすると、よいつながりができるのではないか。日本語学校や国際交流財団と連携して支援することも可能である。

○ 本年度の動き（案）

令和元年7月9日 先進地視察（埼玉県川口市）

令和元年8月下旬 第2回 調査研究部会（事務局案提示）

令和元年10月 第3回 調査研究部会（部会のまとめ）

令和元年度

第1回 夜間中学等調査研究部会

令和元年7月3日（水）午前10時～正午
鳥取県教育センター第1研修室（本館2階）

日 程

1 開 会

2 挨 捶

3 委員紹介

4 部会長選出

5 報 告

（1）平成3.0年度 調査研究部会の中間まとめについて【資料1】

第3回夜間中学等調査研究部会の概要について【資料2】

（2）ニーズ調査の結果について【資料3】

（3）先進地視察結果について（徳島県・高知県）【資料4】【資料5】

6 協 議

（1）夜間中学を設置する場合の具体案について【資料6】

（2）夜間中学を設置しない場合の対応案について【資料7】

（参考資料）

・川口市夜間中学設置の際の関係資料【資料8】

・岡山県調査概要【資料9】

7 今後のスケジュール（案）

令和元年7月3日 第1回 調査研究部会

令和元年7月9日 先進地視察（川口市立芝西中学校陽春分校・川口市教育委員会）

令和元年8月下旬 第2回 調査研究部会（事務局案提示）

令和元年10月 第3回 調査研究部会（部会のまとめ）

8 連 絡

9 閉 会

鳥取県教育審議会「夜間中学等調査研究部会」専門委員

任期：平成30年5月28日～令和2年3月31日

区 分	氏 名	職 名
有識者	新井 則子	南部町人権教育啓発専門員
	岩本 由美子	公益財団法人鳥取県国際交流財団 事務局次長
	松島 紹子	中部子ども支援センター センター長
	山根 俊喜	鳥取大学地域学部学部長
	横井 司朗	学校法人鶏鳴学園青翔開智 中学校・高等学校理事長
市町村教育委員会代表	小椋 博幸	倉吉市教育委員会教育長
	数田 邦彦	八頭町教育委員会教育長
学校現場代表	松岡 昭長	鳥取市立青谷中学校長

(五十音順・敬称略)

平成30年度 夜間中学等調査研究部会の中間まとめについて

令和元年5月21日

小 中 学 校 課

本県における夜間中学等の調査研究を行うため、平成30年度に鳥取県教育審議会に「夜間中学等調査研究部会」を設置し、夜間中学設置にあたっての課題やその解消策に関する検討を進め、別添のとおり中間まとめを策定したので報告します。

【概要】

平成30年度の取組により、県内における夜間中学の周知が少しずつ図られているとともに、夜間中学設置の対象となる可能性のある方は県内におられるが、県内各地に分散していることや、実際に夜間中学を設置した場合に通つて来られる方がどの程度なのか正確なニーズの把握が難しいことなどの課題が徐々に明らかになってきたところである。

また、正確なニーズを把握した上で、設置主体や費用負担、設置場所、通学方法、教員の確保など、具体的な内容の検討や、さらに県内の公立中学校の設置者である市町村教育委員会との情報共有や意向確認なども引き続きしていく必要があることから、現時点では設置の方向性について結論を出すまでは至らなかった。今後も、課題に対する解決策の検討や夜間中学に対するニーズの更なる掘り起こしが必要であり、今年度も継続して調査研究を進めていくこととする。

【平成30年度の主な取組】

○鳥取県教育審議会「夜間中学等調査研究部会」の開催（第1回：平成30年6月13日、第2回：平成31年1月7日、第3回：平成31年3月18日）

○夜間中学等の調査研究に向けた実態把握のためのニーズ調査

① アンケート付きはがきによる調査（平成30年8月26日～11月20日）

学齢超過者等対象：配布数5600枚（日本語、中国語、韓国語、英語）→回答99枚

学校に通えていない学齢生徒対象：260枚→回答4枚

② 県政参画電子アンケート（平成30年11月1日～11月12日） 会員1018名→回答806件
⇒調査することにより、県民への周知が一定程度はかられた。

対象となる可能性のある方は県内におられるが、分散していることや回答数が十分ではなく、正確な状況把握には至っていない。

○先進地視察の実施（平成30年10月16日～17日）

参加者：夜間中学等調査研究部会専門委員及び県教育委員会事務局職員

・京都市立洛友中学校（10月16日）参加者9名

・京都市教育委員会（京都市総合相談センター）（10月17日）参加者5名

・尼崎市立成良中学校琴城分校（10月17日）参加者9名

⇒夜間中学で「学びたい」という気持ちで机に向かう生徒と、それに応えようと工夫を凝らした教材を準備し、一人一人に丁寧に関わる教員の姿を見ることができた。また、設置者の教育委員会や学校の管理職の方の意見等をお聞きすることにより、夜間中学の意義や役割の重要性を学ぶ機会となった。

○「学びの機会確保に向けたシンポジウム」の開催（平成30年10月27日、28日）

・米子市立図書館（10月27日 午後1時30分～4時） 参加者64名

・鳥取市福祉文化会館（10月28日 午前9時30分～正午） 参加者64名

<内容>

・基調講演「学びの機会確保の必要性と夜間中学設置の意義について」

・パネルディスカッション「学びの機会確保と夜間中学」

⇒学びの機会確保の必要性、夜間中学の意義、本県における現状等、夜間中学をはじめとする義務教育未修了者の就学機会確保について、参加者の認識を深められた。

[令和元年度の主な予定]

○夜間中学等調査研究部会の開催（第1回：6月、第2回：8月、第3回：10月）

○先進県視察（埼玉県川口市、千葉県松戸市：7月頃）

第3回夜間中学等調査研究部会の概要について

平成31年3月26日
小・中・学・校・課

第3回目の夜間中学等調査研究部会を開催しましたので、その結果を報告します。

1. 日程等

- (1) 日 時 平成31年3月18日(月) 午後3時30分～5時00分
 (2) 場 所 鳥取県教育センター第1研修室

2. 出席者

新井則子委員、岩本由美子委員、松島綽子委員、山根俊喜委員、横井司朗委員
 小椋博幸委員、藤田邦彦委員 ※松岡昭長委員は欠席

3. 概 要

協議(1)

「平成30年度夜間中学等調査研究部会～中間報告書～(案)」について説明を行った後、「1 平成30年度の調査研究の取組・まとめ」を中心に協議を行った。

<主な意見>

- ・不登校の生徒だけではなく、不登校傾向の生徒たちのニーズも把握したらどうか。来年度の検討事項とし、市町村教育委員会と連携していく方向で考える。
- ・追加のニーズ調査を依頼され、クラーク高校及び適応指導教室でアンケートを実施しているが、声をかけなくても半数以上の生徒及び保護者は提出してくれている。
- ・不登校あるいは不登校傾向の生徒だけに絞ってニーズを把握していくことは難しいので、すべての方を対象とした追加の調査を行う方がよい。
- ・今年度1年間では設置の方向性を示すことができなかつたが、義務教育の機会確保に対する県民の認識が高まつたのは事実。
- ・「1 平成30年度の調査研究の取組・まとめ」について、平成30年度の取組が紹介された後にまとめがきているが、1ページ目にまとめを、2ページ目に平成30年度の取組をそれぞれ持ってきた方がよい。

協議(2)

「夜間中学を「設置する」とした場合に想定されるメリットとデメリットについて」説明を行った後、「設置する」とした場合の選択肢について協議を行った。

<主な意見>

①設置者について

- ・県内公立中学校の設置者である市町村教育委員会としては、一定のニーズはあったとしても財政的に単独での設置が難しいのが現実である。組合立も選択肢としてはあるが、その場合は組合教育委員会を設置する等、新たな手続きが必要になる。
- ・市町村立にした場合、その市町村の生徒しか入学できないという形になる。設置するのであれば、全県からの入学を認めることを前提にすべき。組合立も選択肢としてはあるが県全体で組合がつくれるのか、あるいはどこかの市町村がイニシアチブをとるのか、どちらにしても難しい面がある。
- ・市町村単位での夜間中学ではなく、全県を校区とする夜間中学の方がいいと思う。
- ・また、「どんな教員を確保するのか」という課題もある。設置したら、さまざまな生徒が入学することが想定される。それらの生徒に対応できる教員がいるのか。講師も足りない状況の中で心配している。
- ・対象者を広げたら、細やかな対応が難しくなる。
- ・支援の必要な生徒が入学してくることが想定されることから、個別の指導計画などの作成も必要となる

- だろう。そういう指導計画の作成や個別に対応できるような先生でないと難しいのではないか。果たしてそういう先生がどれだけ確保できるのか。
- ・東部、中部、西部に1つずつが理想的ではあるが、何校も設置するのは財政的に難しいと思う。
 - ・私学であれば、明確な理念があると先生たちが集まつてくる。設置主体は県立が一番いいとは思うが、市町村との調整や人の配置・採用、教育課程の弾力性など縛りが多いのも事実。自由度は私立の方が大きい。であれば、私立でやる方がメリットも大きいのではないかと思う。
 - ・夜間ではなく、通信制の中学校という選択肢もあるのではないか。
 - ・県議会でも、夜間中学を設置するより、今あるブリースクールへの支援を充実させた方がよいのではないかという御意見もいただいた。
 - ・新たに夜間中学を設置する高知県や徳島県の情報がほしい。
 - ・もう一つ考えなくてはならないのが、夜間中学の入学希望者が中学校の卒業資格を求めているのかどうかということ。
 - ・不登校の子どもたちは、今の学校教育の仕組みに合わない子どもたちである。であれば、在宅でも学ぶことができるようにしてはどうか。ICTの活用やe-learning、サテライトなど柔軟な仕組みも考えられる。それが可能であれば、中部地区に1つあれば対応できると思う。
 - ・社会に出ていくということを考えた場合、同年齢の子どもたちとどう関わっていくのか、その場をどう保障するのかについて考えていく必要があると思う。その一つとして、カリキュラムのある時間の短い夜間中学というのも選択肢だと思う。
 - ・進路保障という観点から考えたとき、中高一貫型がいいと思う。
 - ・外国籍の方の場合、すべての方が中学校卒業資格がほしいのかというと、必ずしもそうではないと思う。外国籍の方の多くは、次につながる学びが目的であると思う。そういう意味で、夜間中学があればそれなりのニーズはあるのではないかと思う。
 - ・夜間中学を設置する場合、何を目的とするのか。中学校卒業資格の取得なのか、義務教育段階の学力の習得なのか、社会で生き抜く力の獲得なのか。そのニーズを把握する必要がある。
 - ・もし設置するとしたら、金銭的に苦しい家庭の子どもたちも通えるような学校にする必要がある。学校に行けていない子どもたちの中には、貧困が原因である子どもがいると思う。

協議（3）

「夜間中学を「設置しない」とした場合に想定される対象者別の対応策について」説明を行った後、対象者別の対応案について協議を行った。

＜主な意見＞

- ・ハートフルスペースとブリースクールの連携を、今後充実させていく必要がある。
- ・「不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者」及び「入学を希望する不登校となっている学齢生徒」と「本国において義務教育を修了していない外国籍の者」に絞って対応案を考えていったらどうか。

4 今後の予定

委員から出た意見を参考に、今年度の調査研究や議論の結果を中間まとめとしてまとめるとともに、来年度の検討事項を以下のように整理する。

- (1) 対象別に追加のニーズ調査を実施し、対象ごとの設置の必要性を検討する。
- (2) 「設置する」とした場合と「設置しない」とした場合の対応を検討する。
 - ① 「設置する」とした場合に想定される夜間中学設置に当たっての課題への解決策
設置主体（県、市町村、組合立）及び費用負担について、設置場所について
通学方法について、入学許可について、在学年限について、教育課程について
 - ② 「設置しない」とした場合に想定される対象者別の対応策

ニーズ調査の結果（平成30年8月～11月の調査に平成31年3月実施の追加ニーズ調査を追記したもの）

	可能性のある対象者数 ニーズ調査の結果[H.30.8月～11月] [H.31.3月 追加のニーズ調査] 夜間中学に期待するもの(□)		
①歴後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超えた者	○県内未就学者 [H22 国勢調査] → 県：76人 □読み書きの習得 □該当者0人		
②本国において義務教育を修了していない外国籍の者	○県内在住外国人 [H30.1.1現在] → 県：4人 32.9人 ○県内施設等における日本語学習者 → 県：513人 [H28.11.1現在] ○県国際交流団「日本語クラス」受講者 → 県：64人 [H29 実績 (べい)人數] ○「ハートフルベース」通学生 → 県：21人 [H29 年度末] ○「ハートフルスペースによるアトリエ型支援」訪問者 → 県：21人 [H29 年度末] ○中学校卒業者のうち、卒業後に進学や就職をしなかった生徒 H30 年度 女：36人 H29 年度 女：56人 H28 年度 女：33人 H27 年度 女：35人 ○不登校生徒数（中学生） [H28 年度末] ・90 日以上欠席→県：2,94人 ・90 日以上欠席のうち 出席日数10日以下 → 県：48人 ③不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者	【該当者0人】 □読み書きの習得 □中学校卒業資格の取得 【該当者0人】 □読み書きの習得 □中学校卒業資格の取得 【該当者5人】 ・10代（倉吉市／中国／中学校卒）通学希望あり→②の可能性もある ・30代（鳥取市／北公民／高校卒）通学希望あり→②の可能性もある ・40代（八頭町／北公民／高校卒）未記入→②の可能性もある ・不登校だった生徒の保護者（答講師）通学希望あり ・不登校だった生徒の保護者（鳥取市）通学希望なし ○中学校卒業資格（1名） □高校入学に向けた学力の習得（4名） □読み書きの習得（3名） 【該当者5人】 ・不登校生徒の保護者（八頭町）通学希望あり ・不登校生徒の保護者（伯耆町）通学希望あり ・10代（鳥取市／日本／小学校卒）通学希望あり ・60代（米子市／日本／大学卒）通学希望あり→①の可能性もある ・10代（鳥取市／北公民／中学校卒）通学希望あり→②の可能性もある ○中学校卒業資格の取得（3名） □読み書きの習得（3名） □学ぶ楽しさ、コミュニケーション □居場所、交流の場、次の一步となる場所 【該当者5人】 ・児童生徒回答者 24名 「通つてみたいと思わない」8名（東部1名・中部3名・西部4名） 「わからぬ」7名 □高校入学に向けた学力の習得（4名） □短時間であること。（2名） □学校以外の居場所、自由さ ・保護者回答 14名 「通わせたいと思わない」8名（中部5名・西部3名） 「わからぬ」4名 □中学校卒業資格の取得（1名） □少人数での静かな環境（2名） □居場所（4名） ○「フリースクール」（県助成対象の民間施設）通学児童生徒 [H29.6現在] → 県：27人 ④入学を希望する不登校となっている学年生徒	【該当者0人】 □中学校卒業資格の取得（4名） □中学校卒業資格の取得（4名） □読み書きの習得（4名） □高校入学に向けた学力の習得（6名） □居場所（4名） ○「様々な人とのかかわりの場（2名）」 □個別の指導、授業をしてほしい、体験活動をさせてほしい、学びなおし、生きる力をつけさせたい □特になし（1名） □口その他（1名）

先進地視察結果について

～高知県・徳島県における夜間中学設置に向けての概要～

(平成31年4月24日、25日 先進地視察)

	高知県	徳島県
経緯	<p>ニーズ調査を行い、平成29年度にまとめた。</p> <p>平成30年度に追加のニーズ調査。</p> <p>「世論調査」の中に夜間中学についてのリーフレット、質問を入れる。<u>無作為の3000人に配布し、1600人から回答。うち、42名が「興味がある」「通ってみたい」という回答。</u></p>	<p>平成27年の「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方」(通知)を経て、ニーズ調査を開始し、義務教育の学び直しの場や、外国籍の方のニーズがあるととらえた。平成28年度に中学校の教員向けに調査。(全県ではない。)識字学級や国際交流団体に出向いて説明。その結果の中で「ニーズがある」と判断。</p>
費用面	<p>昼間の高校で1年間、人件費をのぞいて200万から300万を想定しているが詳細は不明。</p> <p>「夜間中学体験」も含め、調査や広報活動等に係る費用は国の委託事業を活用。(「設置を前提」として260万程度)。</p>	<p>県立なので、県が全ての費用を負担し、市町村の負担はない。</p> <p>遠方から通う生徒への通学費の支援については検討中。</p> <p>調査や広報等準備に係る費用は国の委託事業を活用。平成27年度、2.8年度は60万。本年度は250万程度。</p>
設置者・地域・校舎等	<p>今ある中学校の2部制、定時制高等学校への併設等、様々な案を検討中。</p> <p>市町村で「やりたい」という自治体は現時点ではない。</p> <p>高校の定時制への併設は難しい。高校の定時制からは、「中学校で苦労をした子達の学力底上げに力を入れている。」「併設にすると、中高一貫でそのまま定時制高校へ進学というイメージにつながることを懸念している。」という意見があった。</p> <p>設置地域については未定。今のところ県内1カ所。公共交通機関は発達しておらず、高知駅付近なら午後9時くらいまで明るい。</p>	<p>県立中央高校への併設を決定</p> <p>立地面：駅が近く、周りに4つの高校があり、交通の利便性が良い。</p> <p>学校運営：中央高校は昼間部、夜間部の定時制、通信制も持つ学校があり、夜間中学の運営のノウハウがある。</p> <p>徳島での「学び直しの起点」として位置づけて行く。</p> <p>現在ある高等学校の施設に併設し、中学校設立のための施設改修も検討中。可能なら中学と高校のエリアを分けたい。</p>
対象	<p>全てのニーズに対応するのは難しい。</p> <p>学齢期の不登校生徒の入学については慎重な検討が必要。不登校生徒の保護者からの問い合わせはあるが、保護者の行かせたい、という思いと、本人の行きたいという思いは必ずしも合致していない。不登校生徒については、多くの市町村に地教委が運営する「教育研究所」があり、支援している。</p> <p>過卒の引きこもりの方に対しては、「若者サポートステーション」がある。</p> <p>外国籍の方で農業での就労者は増えてきてはいるが、実際の入学希望者数は未知。日本語を教える機関はない。</p> <p>識字学級は若干あるが、通う人は少。</p>	<p>はっきりと決まっていない。</p> <p>学齢期の不登校生徒の入学については慎重な検討が必要。全市町村にそれぞれの地教委が運営する支援教室があり、基本的にはそちらで支援をしていく予定。</p> <p>外国籍の方のニーズが「中学校の教育課程終了」のなのか、「日本語」なのか未知。また、その数も未知。県内に国際交流や、外国の方の支援の団体はある。</p> <p>対象は、時代とともにかわっていくと捉えている。</p>
その他	<p>朝倉夜間学校という公設民営の夜間中学が以前からあるが、来たい人が来たい時に来て、学びたいことを教えてもらう感じ。</p> <p>9月を目安に設置場所、主体等を確定。その後、実際の入学希望者について調査を行う。</p>	<p>給食は行なわない。食べられる環境は整える。他の県立中学校も弁当を外部委託。</p> <p>12月にシンポジウムを開催予定。そこまでには、詳細な計画を詰めていきたい。</p>

※ 両県とも、教育課程、在籍年数、学校行事、時程、転入学のルール等は未定。

中学校夜間学級（夜間中学）設置に向けた取組

四
卷

[小中學教課·高等學校課]

◆ 越旨の設置の特徴は大きいい。そのため、国の施策について情報収集をしながら、市町村までの取組

IV 支障教育の段階における普通教育に相当する教科の講義会の運営実績（平成29年1月14日施行）

1 地方公共交通機関において運営を行なう教科の講義会の運営実績（第14～15回）

1. 路送り、友達との個別的な時間に授業を行なう形で、1の運営の合意が得られた場合に開催する。

2 都道府県及び市町村において運営する施設会員会、巡回会員会、巡回委員会、巡回講習会等。

子中、又向て何ができるかを検討している必要がある。

卷之四

◆義務教育の段階における学習指導に当たる教諭の資格等に関する法律(法律案)(平成29年2月14日提出)

IV. 有資格者の資格等について
1. 地方公務員は、学校教育行政上必要な知識と技能を有する者であることを要する。

1. 他の事務官は、1. の事務官の命令に従事する場合に付託する。

2. 都道府県及び市町村は、1. の事務官の命令に従事する場合に付託する。

H29年度 本署における取組

◆平成29年度「中学校国語・英語・中国語の語彙・文法等学習事業」(文部科学省) 平成29年10月16日発表

1. 夜間中学校設置のニーズの把握及び広報

(1) ニーズ把握

○方法：アンケート及びヒアリングによる二回調査。(日本語・英語・中国語版の3種類 17,000部)

○調査期間：平成29年11月17日～平成30年1月20日

○配布場所：各市町村教育委員会、県内NPO団体、各種団体保護会、高知県立図書館、県立高知県国際文化交流協会、高知県立ふくく交流ラボ、県立高知県立図書館、県民室) 等

(2) 広報

2. 公立中学校休閒室修繕基金委員会
 (1) 委員：9名（有識者、市町村教育委員会代表、中高P.T.A.代表、県教育委員会代表）
 (2) 接触回数：全4回（3箇箇中学校に関する座談会、先进单位視察の報告、方向性について協議）
 (3) 補助金額：50万円

1. 駐車場所
○交通の利便性が良いという観点から、駐車場に設置する。

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

市町村教育委員会への夜間中学設置にかかる

2. 調査結果《抜粋》
（1）W市20年1月現在、東町村を有する中学校は7校、生徒数は1万2千人。

(2) 今後、入学のニュースをどのように把握していくか。

(3) 県立の教職・学級・経営的支援 (創立者、文部省、分担金、管理運営、人材支援、施設・施設支援)

子中、又向て何ができるかを検討している必要がある。

今後①方向性及びスケジュール

●夜間中学ができる限り早期に設置する。
二・ズ監査や外部委員をメルバードした準備委員会を設立し、本県の状況や入学者のニーズに
おいて、中高連携を確立、運営に向け準備を進める。

【課題】	<p>・現状では、ニーズの把握が十分できていないため、学校開設を進めるために必要な入学者数や入学者の学力レベル等についての情報収集ができない。</p>
【課題に対する手立て】	<p>・現状では、ニーズの把握が十分できていないため、学校開設を進めるために必要な入学者数や入学者の学力レベル等についての情報収集ができない。</p>

[広報活動] リーフレット制作及び配布
（各市町村及びハローワークなど関係機関で配布）
・メディアの活用 テレビ、ラジオ 読み上げ広報
・新聞及び書籍における活用
・ホームページによる情報発信

公立校間中学のイメージ（予定）	
1 入学条件	※国語力を認わない （1）英語教育専科生 （2）入学者希望既存者
2 入学手続	面接のうえ、県教育委員会で入学許可
3 入学時間	随時
4 教育活動の必要	（1）授業料：無料 （2）授業時間：17:30～21:00 (40分×4) （3）年間授業日数：200日程度 （4）授業形態：習熟度別、学年を超えたクラス編成 （5）教科書：通常の教科書+独自自教材 （6）学校行事：あり（体育祭、修学旅行など）

月に設置する。
方同生

十分でき
めるため
数学レベ
引き続きメディア等での広報活動を行うとともに、地元などの対象団を絞り、詳細な一对一の握手を行う。

ど関係機関で配布) デジタル読み上げ広報紙の活用
市町村への販賣
市町村への販賣

夜間中学を設置する場合の具体案について（県教委事務局内のワーキンググループでの意見をもとに作成）

<設置主体について> ※「私立」については資料7

現状と課題		考察	対応案
○市町村立 ・設置したい、という市町村が今のところない。 ・鳥取県では対象者が点在している。 ・学区内についての課題。	京都等他地域では外国人が多く住む地域等がある。 ・奈良県では、学区外から生徒を受入れる際には転出前の自治体が負担金を払っている。	○改めて市町村の意向確認を行う必要がある。	
○県立 ・ニーズが点在すると市町村がやらなければならぬという理由がない。 ・小さい鳥取県では県立も考えられる。 ・市町村立の学校からの転入学のルールを設定する必要がある。	○県立として設置する場合の課題を整理する。		

<設置場所（校舎）について>

設置場所案	現状と課題
鳥取県立 鳥取銀風高校併設	(空き教室の状況) ・毎時間の授業で使用しない教室は、時間によって1部屋くらい。 ・火曜日は空いていない。(通信制も一緒に) (職員室) ・現在の職員室は狭く、非常に勤務師の先生方が座れない状況。新たに5名以上入ることは難しい。 ・新たな場所の設置は難しい。(夜間は除く) (その他) 人と接することが苦手な生徒が夜間部に多く、環境が変わると現在の生徒が登校できなくなるのが心配。
鳥取県立 米子白鳳高校併設	(空き教室の状況) ・毎時間の授業で使用していない教室は1部屋くらい。 ・水曜日は空いていない。(通信制も一緒) (職員室) ・すでに窮屈な状況で現在の職員室に新たに5名以上入ることは難しい。新たな場所の設置は難しい。
[その他]	▲どこに設置しても県内に点在する対象者すべてを支援するのは困難。 ○東部に1カ所、西部に1カ所設ける。 ○スクールバスの運行。 ○併設する場合には、中高一貫も可燃では。
	○サテライト等ICT活用。○「学校」という建物にこだわらず場所を探す。 ○体験のようなものを3回くらい実施し、参加がどれくらいあるか検証してはどうか。

<対象者について>

- ・本年度開校した松戸市（千葉）、川口市（埼玉）、来年度開校予定の常総市（茨城）は学齢期の不登校生徒の入学は認めていない。
- ・鳥取の現状では、若干ではあるがニーズが認められ、県の課題でもある「学齢期の不登校生徒」への支援を現実的に考えるべきでは。
- ・学齢期の外国籍生徒は本来の市町村立の中学校に通うのが原則。

夜間中学を設置しない場合の対応案について（県教委事務局内のワーキンググループでの意見をもとに作成）

○全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることから「鳥取県の現状に即した就学機会の提供方

法」を検討するもの。

	現状と現在の対応 考察	対応案
①戦後の混亂期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学年を超過した者	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査では回答が得られなかった。 ○各市町村の公民館において、生涯学習の一貫として学習機会を提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> 80代になる高齢の方々で、夜間中学についての周知が図りにくい。 ○職業学校、生涯学習教室等を「学び直しの場」として活用→現状把握するため市町村、公民館等への調査を行う必要がある。
②本国において義務教育を修了していない外国籍の者	<ul style="list-style-type: none"> ・なる方はいない。 ・ニーズ調査では対象者はいない。（若干名可能性のある人も） ○専門通駅ボランティアを派遣している。 ○国際交流コースディレクターを配置している。 ○日本語クラスを、東・中・西部の3箇所に開設している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生くらいの年代なら少しはあるかもしれない。 ○国際交流財團と連携して、日本語指導が必要な方の対策の充実を検討する。
③不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度中学校卒業生徒のうち進路が定まらなかつた生徒 ⇒36名（51.95名中）（H29：56名、H28:33名 H27:35名） ○通信制の高等学校では、いろいろな生徒を幅広く受け入れている。（本人が面接で「行きたくない」と言わない限り、基本的には受け入れる。） ○ハードフルスペースでの学習、個人での活動、同世代との交流、体験活動等に対する支援を行っている。 ○教育相談員等による訪問を行い、ハートフルスペースや関係機関につなぐための働きかけを行っている。 ・ニーズ調査で入学の希望が見られる。（調査結果参考） ○市町村教育委員会が設置している教育支援センター（適応指導教室）が学習支援等を行っている。 ○家庭で過ごす児童生徒に対して担任等が家庭訪問を行い、学習支援を行っている。 ○不登校の生徒が学べる「適応教室」を校内に作り、自校の教員が指導しているところもある。 ○フリースクールでの学習を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学制高校では、真剣に学ぶ姿が見られる 一方、自主学習を継続し、卒業するには容易ではない。 ○高等学校の通信制で受入れ。 ○保護者の思いがあつても、子ども達が実際に通える、通いたいと思うかは別なので、見込み者がつかみにくく。 ○各市町村にある適応教室を充実させる。 ○支援員だけでなく、教科学習支援ができる指導員の配置。 ○中学校に「適応教室」のようなもの設置し、加配も検討する。 ○私立の「学び直しの場」を設置し、助成する。（※）

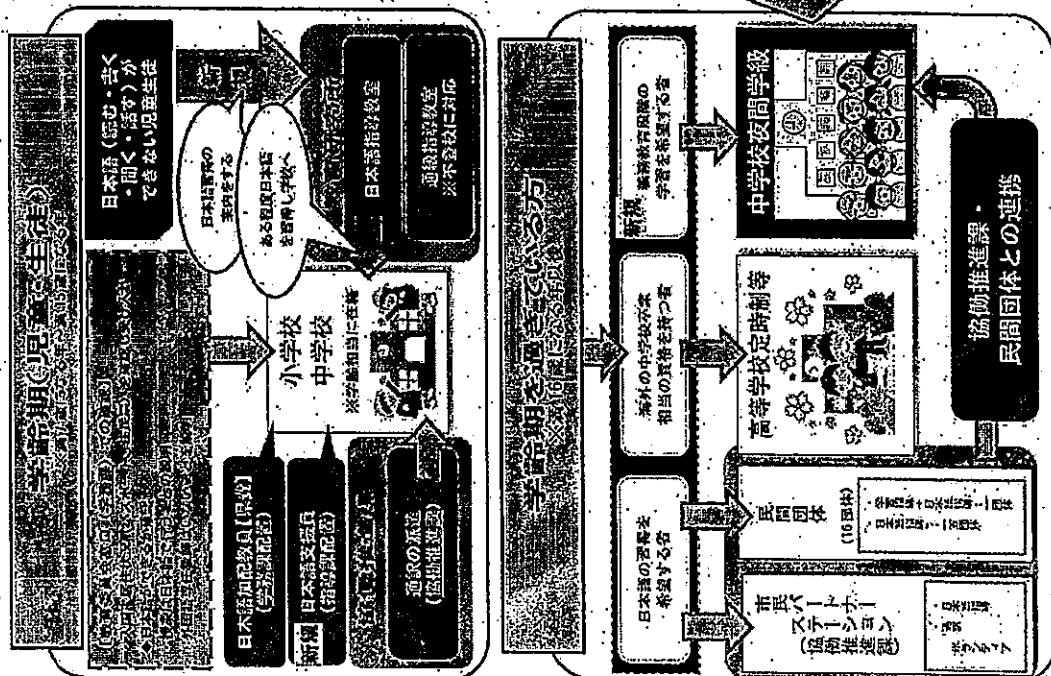
※「学びの機会を保障する場」として、不登校の子供たちの学びを支援する私立中学校の設置を支援。

	現状と課題 考察	対応案
・文部科学省は義務教育は公立、という立場で、私立での夜間中学を認めない。 ・上記の理由から義務教育園庭負担金にならない可能性が高い。 ・財源面での支援策として、私立中学への助成金、就学助成金がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取の現状に即し、「学びの機会を保障する場」として設置。 ・登校時間を柔軟にする「定時制」とすると、私立への助成金は「全日制」と同額の支出はできないかもしない。 ・実際に、新たに不登校の子供たちが通えるかは疑問。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国に私立の夜間中学設置を認めてもらうよう働きかける。 ・夜間中学の設置ではないが、代替として設置する場合の課題を整理する。

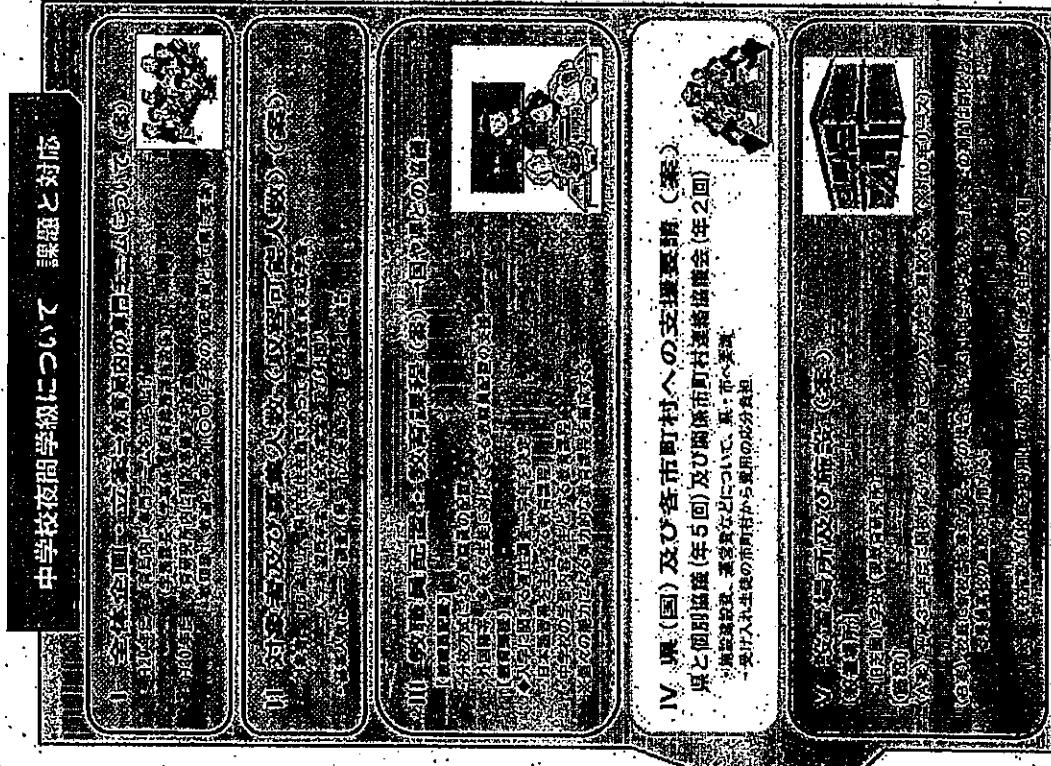
公立中学校夜間学級の設置について（教育関係）

【新交】●海賊教育の実践における教員の就業の実状に関する法規(128.12.7発効) ●市町村に在住する外国人の場合は「10年前から1万3千人増」 ●言語・文化の違いによる生活上の問題
【現状】●万人個人の外国人(川口市)※生徒数は全国第3位
●市町村に在住する外国人(45玉原)、川口市は229人(H22年国勢調査より)

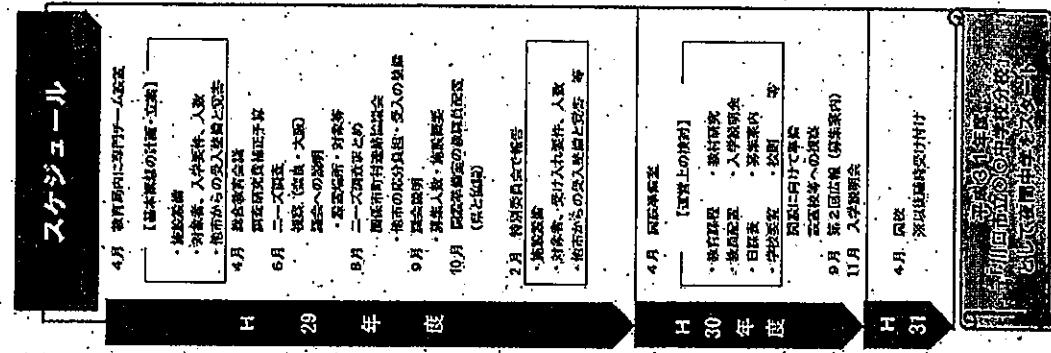
卷之三



中学校夜間学級について 課題と対応



スケジュール



案内について(案内可能人数)について(案内可能人数)

1 外国人及子弟就学者・形式卒業者の現状

新左教育支援

- 外国籍の児童生徒の小中学校入学者統計、学級操縦口において、日本語の生地は、多く、間もなく、語力が身についていない児童生徒は日本語指導教室（教育研究所）を紹介。（02年版から）
 - 日本語指導教室である程度日本語を習得してから進学する。（03年版中）
 - 日本語指導教室が開設されない学校へ支援員を派遣し日本語指導を行う。（02年版から）
 - 日本語教育指導未実施者をはじめ外国人に対する教育支援の最優として、公立中学校が

金葉企画・立春

- 平成29年度に教育局内に専門チームを設置

件要學入及著象對

- 日本人
　　県内在住または在勤で、学年期を過ぎている者（来就学者・入学希望既卒者）
○ 外国人
　　県内在住または在勤を優先とし、本学期を過ぎている者（就職）を希望する者
○ 中学校在學修業了意欲が無い者
○ 地市から受け入れにこなす者は、市町村連絡協議会で検討

2 人數可能容集人

- 募集人数(収容可能人数)は県ど共同で実施するニーズ調査をもとに検討する。

○ ニーズ調査・県と共同実施 8月実施

本市を含む 11市 (市町村連絡協議会参加市)

一覧表項目 生所 氏名 年齢 職業 *※国籍

日本人の方対象 (未就学者・入学者希望者)

*町会回観報によるアンケート調査を自治会へ依頼
・不登校のまま中学校卒業不能で就職した生徒調査を市立中学校へ依頼
・自主友校間中学校等民間回路へ依頼

外国人の夜間学級への入学許可フロー

卷之三

- 学校教育部長 學事係係長 學事係副係長 指導課指導主幹 教育督査課監視係員 計6名

国文科担当、担任、組合、小中学生課、小学委員会、関係部局調整室、中学校教育課監修係、市町村連絡係、議会対応係、報道対応係

○ 平成30年度に教育研究所内に開設準備室を設置

○ 適当上の具体的な検討・立案

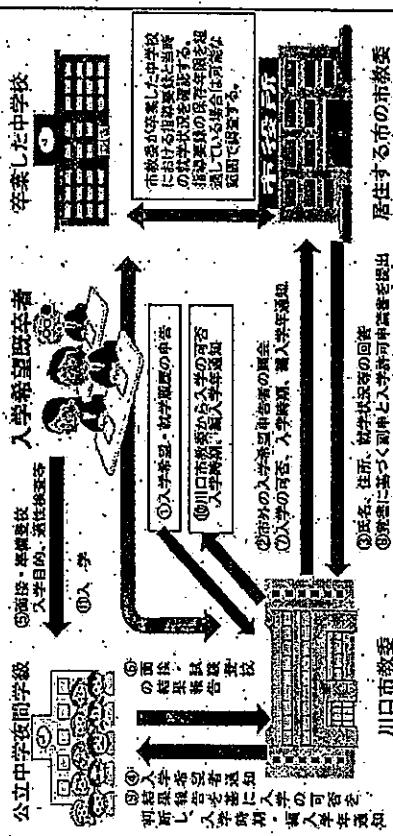
○ 教育課程、指導計画、教科書、教材、備品、教職員配置、日課表、学生要覧、校則、教室配備、施設設備、広報(H.P.)、入学者案内(パンフレットなど)、3・1年生入学入室入庫票、他

○ 室長1「教頭課」 副室長2「教諭課」 事務室1 洋風にて要請 計4名

○ 室長1「教頭課」 副室長2「指導課指導主幹」 研究所1 学事係1 教育給活課施設監修係

○ =市教委担当二
○ =教育研究部副所長

未就学者①夜間学級への入学許可



注) 1会議は西日本では、主に「西日本会議」が行われる。

卷之三

1. 設置場所・施設・（校舎仕様）

- 旧芝国小学校（教育研究室所）は駒から近いなど立地的に好条件であることから、設置する
ことが望ましい。

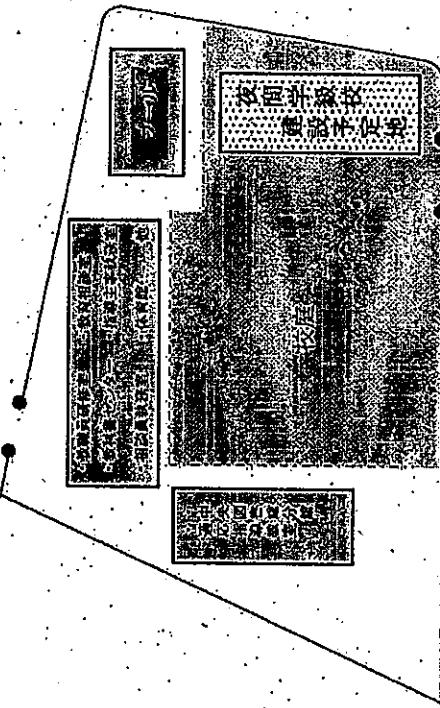
○ 現在は町工事をしていないこと、並に3年であることなどを踏み、夜間学として活
用するには適切ではない。（耐震の国際補助はH27年度終了している。）

○ 規模についてでは、二、三ヶ年計画をもとに収容可能人数を設定する。まだ日本語学習生が目的とした
教室内を設ける計画を教習や、外国籍の児童生徒の日本語学習等支援を目的とした
日本語教室、特別教室のほか、相談室、会議室、教科室などを想定している。

※ (参考例) 東京私立4中・10、教養(93名) 大阪八尾中…7 教室(158名) 特別教室除く) 7教室(232名)
東京私立10中…8、教養(71名) 特別教室除く) 7教室(216名) 特別教室除く) 7教室(232名)
現在施設及び校庭を利用しているいる

卷之三

- 卷之三



卷之三

教育課程配置

- 分校方式による教科書の配置（保育）：※義務標準法の分校に係る規定により算定
 ○ 分校方式による教科書の配置（保健）：※義務標準法の分校に係る規定により算定
 ○ 分校方式による教科書の配置（小中学校用）：（保健）※義務標準法の分科に係る規定により算定
 ○ 分校方式による教科書の配置（小中学校用）：（保健）※義務標準法の分科に係る規定により算定
 ○ 分校方式による教科書の配置（小中学校用）：（保健）※義務標準法の分科に係る規定により算定
 ○ 分校方式による教科書の配置（小中学校用）：（保健）※義務標準法の分科に係る規定により算定

IV. 諸(国)及び各町村への支援要請について(案)

卷之三

- O ① 運営費補助について、県へ要請。※ブレハブリーースでは国庫補助制度はない。
 O ② 運営費の負担について、県及び関係市へ要請。※試設運営協議会で協議する予定。
 O ③ 開校時による経費及び開校後の運営費（就学援助に用意する支度）
 年間運営費385万円（入力あたり50万円）
 市販金：市販金（20万＋選抜率）×人數
 O ④ 教員配置について、県へ要請。
 年間運営費2名（教員配置として）
 ※教員配置は、各教科（音楽、美術、保健、社会）を考慮して、各教科2名を配置する。
 O ⑤ 教員配置について、県へ要請。
 年間運営費1名（全室として）
 年間運営費1名（全室として）
 ※教員配置は、各教科（音楽、美術、保健、社会）を考慮して、各教科2名を配置する。
 O ⑥ 入学年別見（4月及び9月）
 入学年別見（4月及び9月）

岡山県における中学校夜間学級に関する調査研究 報告書（概要）

I 調査研究の概要

1 調査研究の目的

- ・岡山県中学校夜間学級調査研究委員会（以下、調査研究委員会とする。）を設置し、県教委は市町村教委等と連携して、県内の実態把握や設置に関する調査等を実施。
- ・調査研究委員会は、先進地視察等のほか、設置に当たつてのニーズ把握の方法や課題等についての研究、県内での中学校の現状と状況の把握を行い、本県における学び直しの機会の在り方を提言。

2 背景等

- 中学校夜間学級について
 - ・学校教育法施行令にある一部授業の規定を斟酌として、平日の昼間の授業とは別の時間帯で授業を実施。平日17時から21時程度の学校が多。
 - ・対して、義務教育の機会を提供することとして中学校に付設。
 - ・昭和41年の「年少労働者に関する行政監査結果に基づく勧告（行政管理局）」により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者を可能な限り受け入れるとの方針が示される。
 - ・平成28年、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立。地方公共団体は、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学機会の提供等の措置を講ずることとされる。
 - ・平成29年、全ての都道府県に少なくとも1つ中学校夜間学級を設置することを目指す方針を掲げる。
- 国との動向等
 - ・その後、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学生生徒に対する、義務教育の機会を提供することとして中学校に付設。
 - ・昭和41年、「年少労働者に関する行政監査結果に基づく勧告（行政管理局）」により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者を可能な限り受け入れるとの方針が示される。
 - ・平成28年、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立。地方公共団体は、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学機会の提供等の措置を講ずることとされる。
 - ・平成29年、全ての都道府県に少なくとも1つ中学校夜間学級を設置することを目指す方針を掲げる。

イ 学習したいといいうニーズは5件。

在住外国人へのニーズの聞き取り
主要5教科の学習を希望する人もいるが、日本語学習や日本人とのコミュニケーションの向上など、実生活と関わる学びを求める傾向。

仕事を持つ人が多く、毎日通うより、休日等に学ぶことを希望。

県内の自主夜間中学の取組の把握
算数、数学、漢字などの基本的な内容を、ボランティアが個別に指導。費用は無料。

県内における学び直しを実施する取組の把握
県内における学び直しを実施する取組の把握

・まなびば（いっぽ）（倉敷市内、H15.9開校）
・伊里ふれあい学校（瀬戸市内、H21.5開校）
・鏡町シニアスクール（鏡野町内、H16.5開校）

・学び直しの支援の取組は、一部市町に限定。実施する曜日や時間帯、運営状況も様々。

（3）県外中学校夜間学級等の探し
県外中学校夜間学級等の探し

・県外の中学校夜間学級は、自主夜間中学生の取組や能字学級の取組等を背景とするなど、地域の実態に応じて設置。設置当時と状況が変わった場合は複数の取組が増加。
・東京、大阪等の都市部など、交通の利便性が高い場所にある場合が多く、平成31年4月に川口市が設置予定の中学校夜間学級も、公共交通機関を使って30分以内で通学可能。

II 調査研究結果のまとめ

1 本県における中学校夜間学級について
・ニーズ調査から、学び直しを希望する義務教育未修了者や中学校卒業者、高校中退者等の存在が明らかとなった。

・本県では、市町村教委や民間団体により、学び直しの取組等が実施されているが、一部市町に限られている。

・学び直しのニーズは一定数あるが、週5日毎日夕方から学校に通い、義務教育段階の内容についての授業を受けるという中学校夜間学級を希望する人はわずかであり、現時点では、中学校夜間学級を設置する状況にはない。

・学び直しへの対応は必要であり、そのニーズは今後も変化することが考えられることから、一定の期間の後にニーズ調査を行うことや、学び直しの取組を行っている団体等への研究委託などにより、引き続き調査研究を進め、適切な就学機会の提供等の検討が必要がある。

2 今后の取組について
(1) 岡山県教育委員会
・本県における就学の機会の在り方にについて、引き続き組織を設置して検討すること。

・生涯学習の視点から、社会教育施設等で、義務教育段階の学習内容も含め、個々のニーズに沿った学び直しの機会の提供等の検討が必要であること。

・市町村教委へニーズ調査の結果を提供し、相談者への具体的な対応や支援策の検討を促すこと。

・中学校夜間学級認定試験や、定期制、通信制高校等の一層の周知を図ること。

・県内の学び直しの取組等の情報を収集し、発信できる仕組み等について研究すること。

（2）市町村教育委員会
・市町村等を通過し、公民館、図書館、社会福祉協議会、ヘローワーク等へ調査用のチラシを配付。県庁報紙、県ホームページでも周知。（H28.12～H29.3）

・電話相談は23件。（県北2件、県南12件、県外1件、不明7件。）
・交通の不便な地域からの相談もあり、自家用車を持たない場合は、通学は困難と答える相談者も複数名いる。

・再度本人等から聞き取りを実施した結果、中学校夜間学級に通学し、義務教育段階の内容

（参考）
島根県：ニーズ調査、調査研究委員会を設置するかどうか検討中
山口県：市町村にニーズの有無を問い合わせ、「ない」という結果

園外活動ルートにおける危険箇所の緊急安全点検について

令和元年7月19日
子育て王国課
道路企画課
小中学校課

今年5月に滋賀県大津市で発生した園児死亡事故を受け、園外活動ルートにおける危険箇所の緊急安全点検を実施しました。

今後実施する関係機関との合同点検を踏まえ、優先度の高い危険箇所については補正予算の提案、その他については来年度当初予算の提案に向けて検討します。

1 緊急安全点検（自己点検）の概要

安全管理の徹底を各保育施設へ依頼するとともに、本県独自の取組として、園外活動ルートの緊急安全点検（自己点検）の実施を5月13日付けで依頼した。

（1）安全管理の徹底

園外活動ルート上の危険の有無、園外活動マニュアルの不備の有無等を再点検し、安全管理の徹底に努めるよう依頼した。

（2）自己点検の実施概要

<自己点検調査項目>

- ・散歩ルート図の提出及び危険と思われる地点の抽出
- ・危険と思われる地点の緊急性度及び具体的な危険事項
- ・危険箇所以外で園外活動において安全上必要と思われる設備

<対象施設>

県内全ての保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設 計311施設

<自己点検結果の概要>

・危険箇所数

1,038箇所（うち県道路管理者所管：288箇所）

・危険要因（主なもの）

歩道がない、歩道の防護柵がない、交通量が多い、横断歩道がない、信号がない

2 自己点検結果を受けた取組状況及び今後の予定

- ・自己点検で抽出された危険箇所のうち、県管理道路分については7月中に点検を実施し、特に緊急性の高い箇所については、対策経費を9月県議会の補正予算で提案し、年度内の対策完了を目指す。（対策が必要と判断されたそれ以外の箇所については、翌年度以降順次対応する。）
- ・また、国、市町村管理道路分も含めて関係機関（施設所管機関、保育施設、道路管理者、警察等）による合同点検を9月末までに実施し、安全対策が必要な箇所の抽出及び対策方針を決定する。

